

福島県復興推進計画（ふくしま観光復興促進特区）

平成27年3月5日

作成主体の名称：

福島県、福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、新地町

1 計画の区域

福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、新地町の全域

2 計画の目標

本県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被っただけでなく、東京電力福島第一原子力発電所事故とその後の風評被害により、県全域において観光関連産業が大きな影響を受けたところである。

これまで試行錯誤を重ねながら、観光事業者の存続支援につながる施策や風評の払拭等に取り組んできた。こうした取組を後押しするように、メディアにも取り上げられ、本県への関心も高まりつつある中、東日本大震災以降、被災地支援のボランティアとの交流など、震災を契機とした新たな観光・交流の芽も生まれつつある。

しかしながら、東日本大震災や原子力災害が与えた影響は大きく、本県への旅行者数やツアー数は大幅に減少し、外国からの渡航制限により福島空港の国際定期路線が運休するなど、福島空港の利用者数も減少している。

このように、震災から約3年半が経過した現在もなお、観光客数は減少した状況が続いており（平成25年1月～12月の観光客入込数48,315千人、平成22年比△15.5%）、本県の観光復興への道のりは依然として険しく、地域住民の雇用機会が大きく損なわれている。本県が真に観光振興を成し遂げ、観光関連産業に係る雇用を回復させるためには、従来の取組の延長や短期的な視点からでは捉えられない、中長期的な視点からの新たな発想による取組が求められる。

そこで、本県の観光復興に向けての取組を総合的に展開するとともに、観光関連産業の集積を行い、県内の多くの観光拠点に観光客の集客を促進することにより、震災からの復興に

止まらないさらなる地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

福島県復興計画（第1次：平成23年12月28日策定、第2次：平成24年12月28日策定）では、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、誇りあるふるさと再生の実現の3つを基本理念とし、復興に向けた12の重点プロジェクトを実施している。この重点プロジェクトの1つとして、以下の取組を推進していくことにより、本計画の目標である地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

○ 観光交流プロジェクト

テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一体となった観光復興キャンペーンを実施するとともに、観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などの取組を行うことにより観光と多様な交流の推進を図る。

本県においては、風評を払拭し、震災前の観光水準への回復を図るため、平成26年から平成28年までの3カ年、メインテーマを「花」「食」「温泉」とした「ふくしまデスティネーションキャンペーン」を実施することにより、福島への観光客誘客施策の実施、地域の観光素材の磨き上げ等による魅力ある観光地づくりの推進、おもてなし向上や観光客の利便性向上などによるリピーター増加に向けた取組を実施している。本県における地域の宝というべき温泉や体験型観光の目玉となる伝統工芸品の製造小売など、それ自体が観光資源となる業種とともに、観光客の利便性や伝統産業の振興に寄与する関連業種を集積することにより、新規の投資や雇用を創出する。

また、韓国・中国・台湾・アセアン諸国に対し、強力なプロモーション活動を行い、本県に対する海外からの風評払拭や国際チャーター便の誘致、定期路線の再開を目指していくとともに、教育旅行の再生に向け、関係者の招へいや語り部の養成等を行う取組や首都圏において新たな情報発信拠点施設「ミデッテ」を開設するなど、福島県の現状についての正確な情報発信に努める。

さらに平成26年6月に開催した「第98回日本陸上競技選手権大会」のような、子どもたちに夢や希望を与える各種会議や大会を開催することにより、来場者や開催に関わった人々との交流を深め、震災以来の支援に対する感謝の意や本県の復興へと向かう姿を全国発信する。

ふくしまの観光交流プロジェクト

まちづくり、
人とつながる

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れている。

プロジェクトの内容

- 1) テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2) 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進



4 復興産業集積区域の区域

産業の集積及び振興を図る区域として、別添に記載する区域（資料）及び対象市町村一覧表

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

- 福島復興再生特別措置法第64条の規定により読み替えて適用する法第2条第3項第2号イの復興推進事業

集積を目指す観光関連業種として、①「それ自身が観光資源となる業種」、②「観光客の活動を補助し利便性を高める業種」、③「伝統産業の振興に寄与する業種」という考え方により、下記に記載する業種を選定する。また、本復興推進計画は、本県における観光関連産業の集積による地域経済活性化及び雇用の確保を目標とするものであることから、特例措置を活用することとなる指定事業者は、設定した業種に該当することに加え、本復興推進計画の目標を達成するための取組として、下記（1）①ア.～エ.に掲げるようなものを行う事業者とする。

(1) 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

①. 集積を目指す業種

ア. 歴史・文化・体験

本県には、相馬野馬追い、会津田島祇園祭を始めとした地域の貴重な宝というべき伝統文化や、会津塗、会津本郷焼、奥会津編み組細工、大堀相馬焼、といった県内各地域の伝統工芸品が現在に伝えられており、このような地域資源の魅力の向上や絵付け体験等の取組を実施することにより体験型旅行を促進し、観光客の拡大と雇用の創出につなげることを目指していく。

また、地域の歴史・文化・生物等を紹介する博物館・美術館や動物園等は大きな観光資源であり、県外の美術館と連携して芸術家の招聘や地域資源を活用した創作活動支援など新たなプロジェクトを実施している取組も見られることから、観光資源としての魅力を回復・向上させる取組をさらに拡大することにより、観光客の集客を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

821博物館、美術館、8214動物園、植物園、水族館、
8249その他の教養・技能教授業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の
主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、
7293通訳、通訳案内業、4399他に分類されない道路旅客運送業、
57織物・衣服・身の回り品小売業(571呉服・服地・寝具小売業を除く)、
606書籍・文具小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、
704自動車賃貸業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、
602じゅう器小売業、73広告業、746写真業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域、対象市町村一覧表のとおり

イ. ふくしまの花に代表される自然

本県は、全国第3位の広大な面積を有し、その7割を森林が占めているとともに、猪苗代湖・磐梯山に代表される磐梯朝日国立公園などの自然公園や、160kmに及ぶ変化に富んだ海岸線を有するなど豊かな自然環境に恵まれている。

春の桜に代表される花々や秋の紅葉など福島県の四季それぞれの魅力を生かした観光ルートの作成により観光誘客を図るとともに、本県の海や山など自然環境を生かして観光客に学びの場を提供することにより集客を図り、各種ガイドの育成と雇用の創出を図る。

また、県内の自然豊かな河川、湖沼群を利用した遊覧船事業を充実させることにより観光地の魅力を高め、更なる観光客の集客を図る。

さらに、県内には、花や植物を観光資源として、様々な植物を観賞し購入もできる施設があり、併設するレストランや休憩施設等と併せて受入体制の強化を図ることで、さらなる観光客の集客と雇用の確保を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
8214動物園、植物園、水族館、8246スポーツ・健康教授業、4532河川水運業、
4533湖沼水運業、6093花・植木小売業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の
主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、
7293通訳、通訳案内業、4217索道業、4399他に分類されない道路旅客運送業、
57織物・衣服・身の回り品小売業(571呉服・服地・寝具小売業を除く)、
606書籍・文具小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、
704自動車賃貸業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、
602じゅう器小売業、73広告業、746写真業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域、対象市町村一覧表のとおり

ウ. 温泉

本県には130を超える温泉があり、中通りの飯坂温泉、磐梯熱海温泉、浜通りのいわき湯本温泉や会津の東山温泉など、地域ごとに歴史を有しており、泉質も硫黄泉、天然炭酸泉など様々な特色を持っている。

また、これら温泉地の公衆温泉施設では湯巡りなどの取組を行っており、温泉利用の観光客だけでなく、季節によりトレッキングやスポーツ遠征等の観光客の利用が見込まれるとともに、二次交通機関の活用を図りながら観光資源と一体的に推進することにより活性化を図る。

併せて、韓国、中国、台湾、アセアン諸国などからの外国人観光客には温泉が好まれていることから、外国人観光客の受入環境を整え、ホテル・旅館や美容業(エステ)等の利用者のさらなる増加を促す。

さらに、温泉街の観光ホテルや結婚式場など大規模なコンベンションホール等において、観光・物産に係る展示会などを実施して観光客の誘客を図るとともに、国際会議の誘致を積極的に行い国際会議の会場や見本市の会場としても活用させることで、観光振興と雇用の確保につなげる。

また、地域における滞在を促す取組として、天栄村には、国内でも例のない宿泊しながら英会話を学ぶことができる教育施設があり、温泉をはじめとする近隣の観

光施設と一体となった観光資源としての魅力を回復・向上させる取組を推進している。

このほか、郡山市では、がんの検診・治療と温泉をはじめとする観光資源を活用したサービスを併せて提供する医療ツーリズムの取組により、特に中国の富裕層を対象として、地域への入込みを促し、ホテル・旅館をはじめとする観光関連産業の利用者の増加を図ろうとしている。これらの取組により観光客の滞在につなげることで、地域のさらなる活性化と雇用の創出を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
785その他の公衆浴場業、789その他の洗濯・理容・美容・浴場業、
7962結婚式場業、8245外国語会話教授業、831病院、951集会場

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の
主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、791旅行業、781洗濯業、
7293通訳、通訳案内業、4217索道業、603医薬品・化粧品小売業、
607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、704自動車賃貸業、
705スポーツ・娯楽用品賃貸業、602じゅう器小売業、
726デザイン業、73広告業、746写真業、794物品預り業、935療術業

(ウ) (ア)及び(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域、対象市町村一覧表のとおり

エ. 娯楽業（アクティビティ）

公園や遊園地、興行場などの娯楽施設環境整備等の活性化を図ることは観光地の魅力を増進させ、観光客の集客や雇用の創出につながる。県内の遊戯施設は大きな集客力を持っているため、その魅力をより増進させる取組を行うことにより集客増加を図る。

特に、ゴルフ場については、震災前は国外からの観光客を呼び込む上で大きな観光資源となっていたが、震災の影響によりその利用者数は大きく落ち込んでおり、福島県の観光交流人口を回復するためにはゴルフ場の利用者数の増加は重要である。そこで、ゴルフ場の魅力回復を図る取組を実施することにより、観光客数の回復を図るとともに地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
80娯楽業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の
主要関連業種

58飲食料品小売業、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配食サービス業、
791旅行業、781洗濯業、7293通訳、通訳案内業

(ウ) (ア) 及び (イ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域、対象市町村一覧表のとおり

②. 予想される集積の形成及び活性化の効果

ア. 歴史・文化・体験

本県には、中通り、浜通り、会津のそれぞれ方部に歴史に培われた伝統文化や伝統工芸品が多数存在しており、それらを活用する関連産業の活性化を図ることで、観光客の増加や雇用の創出が見込まれる。

イ. ふくしまの花に代表される自然

本県には、四季それぞれの花のほか、湖沼群や森林資源など豊富な自然環境を有している。その資源を生かした観光ルート作成や各種ガイドの育成等により観光客の誘客を図り、観光関連産業の集積を進めることで、地域の雇用状況の回復が見込まれる。

ウ. 温泉

温泉は本県を代表する観光資源の一つであり、県内に様々な泉質を有する数多くの温泉が存在する。温泉のみを目的とする観光客だけでなく各種スポーツとの連携による利用や大規模な会議開催による集客、外国人を対象にした医療ツーリズムの確立などにより観光関連産業の集積を図ることで、地域経済が活性化され新規投資や地域雇用の改善が見込まれる。

エ. 娯楽業（アクティビティ）

娯楽施設の環境整備を活性化させ、観光関連産業の集積を図る。特に本県のゴルフ場は、震災前から国外からの観光客を呼び込む大きな観光資源であったことから、ゴルフ場の環境整備や受入体制強化を図ることにより、ゴルフ場の利用者数の回復が期待できることから、地域雇用の創出が見込まれる。

(2) 特別の措置

ア. 法第37条から法第39条まで及び福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する法第40条に基づく、福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する法第2条第3項第2号イの復興推進事業に対する税制上の特例。

イ. 法第43条に基づく事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（福島復興再生特別措置法の規定により読み替えて適用する法第2条第3項第2号イの復興推進事業に係るもの）

(3) 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

観光交流局の主要事業を併せて実施することにより、本計画の目標である地域経済活性化及び観光関連産業に係る雇用の確保を図る。

①. 観光復興キャンペーンの実施

○ ふくしまからはじめよう。観光復興キャンペーン事業

観光復興の取組を進めるため、正確な情報発信と誘客に取り組むとともに、平成27年のふくしまデスティネーションキャンペーン開催に向けて準備作業を展開する。
(実施主体：福島県)

②. 観光と多様な交流の推進

ア. 会議等誘致・交流事業

県内で合宿を実施する学校等や県内で東北大会規模以上のコンベンションを開催する団体に対して、補助を行う。(実施主体：福島県)

イ. 観光施設管理事業

県管理施設である浄土平レストハウス、天鏡閣、迎賓館、くろがね小屋の管理運営を(公財)福島県観光物産交流協会に委託する事業等を行う。

ウ. 観光誘客宣伝事業

本県の観光に関する各種問い合わせにきめ細やかな対応を行うとともに、県外在住の福島県かりの方々を「あったかふくしま観光交流大使」に委嘱し観光PRを行う。また、空港ビル観光PRコーナーを設置するとともに、首都圏における現地PR活動の拠点とするため東京八重洲に観光案内所を設置し運営する。(実施主体：福島県)

エ. 教育旅行誘致促進事業

本県の教育旅行を復活させるため、教育旅行・合宿誘致キャラバンや校長会等でのPR活動を通じて教育旅行の総合的な情報発信を行う。また、東アジアを中心とした教育旅行関係者を招聘し商談会や意見交換会を開催する。(実施主体：福島県)

オ. 福島県教育旅行再生事業

風評で大幅に減少した教育旅行の再生を図るため、教育旅行再生に向けた調査・分析や震災学習としての「語り部」の育成強化、福島ならではの教育旅行プラン(モデルコース)の造成と磨き上げを行う。(実施主体：福島県)

カ. 子供「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業

子ども達自らが地域の観光資源を発掘し磨き上げ、全国へ向けて発表する機会を設けることにより、地域の魅力や素晴らしさを再発見し「ふるさと」福島への愛着

心を醸成する。また、プロジェクト参加団体の成果品を冊子やDVDにして広く情報発信する。（実施主体：福島県）

キ．海外風評対策事業

国際観光の再生と、海外での風評払拭を図るため、主要市場におけるプロモーションを展開するとともに、「福島特例通訳案内士」の育成・活用事業を実施する。（実施主体：福島県）

ク．ビジットふくしま外国人誘客復興事業

国際観光の再生と、海外での風評払拭を図るため、トップセールスを始めとしたプロモーションを展開するとともに、外国人観光客の受入体制の強化を図る。（実施主体：福島県）

ケ．ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業

本県グリーン・ツーリズムを復活させるため受入団体や関係機関等との推進会議を開催し、地域の取組や食の安全などの情報の共有と発信をするほか、風評被害を払拭し、体験交流を促進するための受入体制整備の支援、情報発信を行う。（実施主体：福島県）

コ．観光客動態調査事業

県内観光ポイントにおいて、アンケート調査及び集計を行い、観光客の動態を分析する。（事業主体：福島県）

サ．（公財）福島県観光物産交流協会事業

本県の観光・物産振興の実施機関である福島県観光物産交流協会に支援することにより、本県観光及び物産の振興に一体的に取り組む。（実施主体：福島県）

シ．広域観光推進事業

東北観光推進機構、栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会、（独）国際観光振興機構、北関東磐越五県広域観光推進協議会と連携して、本県の認知度向上と観光客の誘客の拡大を図る。（実施主体：福島県）

ス．ふくしま原子力事故影響払拭プロジェクト

首都圏において大規模イベントを開催し、本県の復興の姿、観光等を発信するとともに、被災地支援や視察研修を積極的に福島に誘導する取組を行う。（実施主体：福島県）

セ．ふくしまふるさと暮らし復興推進事業

風評払拭、震災復興のため、本県に愛着を持つ人々に対して、福島県の情報を定

期的に発信し、福島県産品の安全性や県内の魅力を伝えていく。また、震災以降、本県に移住された方々の取組等を広くPRし、定住・二地域居住につなげる。（実施主体：福島県）

ソ. 産業交流館運営事業

ビッグパレットふくしまの運営を指定管理者に委託し、産業交流館の管理運営を図る。（事業主体：福島県）

タ. 福島空港復興再生推進事業

福島空港の防災拠点化の推進や国際定期路線再開のためのチャーター便の運航支援、就航先大学生との交流事業等を行う。（事業主体：福島県）

チ. 福島空港路線維持拡充事業

路線維持拡充活動や福島空港利便性向上の取組を行う。（事業主体：福島県）

ツ. 福島空港機能維持強化支援事業

県有施設である給油施設や小型機用搭乗橋の維持管理を行うとともに、福島空港アクセス対策としてリムジンバスや乗合タクシー等に対する運航支援を行う。（事業主体：福島県）

テ. 福島空港利活用促進対策事業

県内や隣接県を対象とした広報活動、旅行会社に対する旅行商品造成・PR支援や団体旅行へのインセンティブ付与、修学旅行利用の支援を行うとともに、県民の空港としての意識向上を図ることを目的として、商工団体等の企画する事業等への支援など利用促進事業を実施する。（事業主体：福島県）

ト. 福島空港国際線利用促進事業

国際線利用促進のためのPR活動等を行う。（事業主体：福島県）

ナ. 県産品振興戦略実践プロジェクト

新たな県産品振興戦略に基づき、県産品の国内外における販路開拓、福島のブランドの再生・復興、風評被害対策等の取組を総合的に進めることにより、本県地場産業の振興を図る。（事業主体：福島県）

ニ. 首都圏情報発信拠点事業

首都圏において物販や観光情報、食の安全確保の取組など総合的な情報発信を行うための拠点を設置し、「福島の魅力や元気」、「復興に向かう福島の今」をタイムリーに発信することにより、早期の風評払拭と「ふくしま」のブランドイメージの回復を図る。（事業主体：福島県）

ヌ. 県産品販路開拓事業

風評を払拭し、県産品の安全性のPR及び販路の回復・拡大を図るため、福島県観光物産館等を活用して情報発信を行う。(実施主体：福島県)

ネ. ふくしま県産品再生支援事業

展示会への出展、物産の開催等に併せて、本県産品の安全性をPRする取組を一体的に実施し、県産品に対する風評払拭を目指す。(事業主体：福島県)

6 復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

4に記載する復興産業集積区域

5(1)①に記載する観光関連産業(「歴史・文化・体験」、「ふくしまの花に代表される自然」、「温泉」、「娯楽業(アクティビティ)」)

※内容は、5(2)の内容に同じ。

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業を実施することにより、観光関連産業の集積を通じた地域活性化及び雇用の確保につながることから、本計画は本県における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

8 その他

法第4条第3項に基づく意見聴取は、本計画が、県と県内市町村の共同作成のため不要。